



## 消費者被害を防ぐために

春は、卒業、就職のシーズンです。インターネットの普及に伴い、いろいろな情報が必要なときに、簡単に得られる時代になりました。しかし、振り込め詐欺や架空・不当請求などの犯罪や、訪問販売リフォーム事件に代表される悪質商法が、次々と出現する時代でもあります。そこで、消費者被害を防ぐポイントをいくつか紹介いたします。

### ●調べる

被害防止のためには、契約前によく調べることが大切です。業者に関すること、商品・サービスの品質、種類、価格帯などを比較検討しましょう。

また、消費生活センターの情報やインターネットで得られる情報なども活用しましょう。家族や知人など相談できる人の意見を求めるのもいいでしょう。

### ●考える

自分のライフスタイルを踏まえて、どんな商品・サービスが必要か、どの程度の予算が合理的か検討します。検討する際には、あらかじめ調べた情報が役に立ちます。

### ●よく読む

契約する前には、業者の説明を聞くだけでなく、渡された資料類、契約書類をよく読みましょう。明確で平易に書いてありますか。内容は納得できるものでしょうか。

あなたが読んでみて、よく分からないという場合には、慌てて契約してはいけません。消費者契約法では、業者に「重要な情報は消費者に明解かつ平易に提供する責務」を課しています。

渡された資料の内容がよく分からないという場合には、説明を求めて納得した上で、契約するようにしましょう

### ●毅然とした態度をとる

いらないときは、「いません」とはっきり断りましょう。

あいまいな態度はトラブルのもとです。急いで契約する必要はありません。



